

風水害や大規模地震等の「警報」発令時および

災害発生時、急な天候悪化等における児童の安全確保について

風水害や大規模地震等に関する「警報」が発令された場合、大規模地震などの大災害が発生した場合、登下校時に急な大雨や落雷などの天候悪化があった場合における児童の安全確保に関する本校の対応についてお知らせします。

災害発生時にはメール配信が速やかにできない場合や、伝わらない場合が想定されます。以下の内容についてご理解いただき、メール配信の有無にかかわらず、ご家庭または保護を依頼されている方に対応していただけますようお願いいたします。

【児童が登校後の対応】

発令状況		学校の対応	保護者または児童の保護を依頼されている方の対応
特別警報 暴風警報 大雪警報 暴風雪警報 降灰予報	発令開始時	災害等が予測される場合 <u>保護者による引き取り</u> または一斉下校【メール配信あり】	学校からの連絡確認 保護者による引き取りの場合 すみやかに児童を引き取りに行く
大規模地震	警戒宣言発令開始時	原則として <u>保護者による引き取り</u> 【メール配信あり】	すみやかに児童を引き取りに行く
	震度5強以上の地震発生時	<u>保護者による引き取り</u> 【メール配信の有無にかかわらず引き取るまで、学校に留め置き】	すみやかに児童を引き取りに行く

【児童が登校前の対応】

発令状況		学校の対応	保護者または児童の保護を依頼されている方の対応
特別警報 暴風警報 大雪警報 暴風雪警報 降灰予報	横浜地方気象台 午前6時に発令、もしくは継続中の場合	<u>休校</u> 【メール配信なし】	警戒宣言等の情報を把握した上で 登校させない
計画運休	鉄道各社が始発から計画運休を発表している場合		
大雨警報 洪水警報	横浜地方気象台 午前6時に発令、もしくは継続中の場合	<u>平常授業</u> 【学校からの連絡なし】	警戒宣言等の情報を把握した上で 安全確認後、登校させる
大規模地震	警戒宣言発令ならびに地震予知情報の広報が実施された場合	<u>警戒宣言が解除されるまで休校</u> 【学校からの連絡なし】	警戒宣言等の情報を把握した上で登校させない

○地震や火災の場合

- ①地震や火災が発生した場合や大規模地震の警報が発令された場合は → 第1次避難として運動場に整列
 - ②地震後、津波が心配されたり製油所での火災が発生したりした場合 → 第2次避難として山頂公園に移動
 - ③保護者の引き取りは、①（運動場）または②（山頂公園）にて行います。災害の状況等により、第1次避難から第2次避難に移行した場合は、途中での引き取りは避難に支障を来すことが考えられますので、保護者の皆様も山頂公園まで移動した後に引き取っていただきますのでご協力ください。
- ※1 災害状況や警報発令の内容によっては、①(運動場に整列)を行わず→ 第1次避難として山頂公園に移動
- ※2 地域の方々の避難状況や災害発生からの時間の経過、天候の変化等により、予定している山頂公園の避難場所からさらに奥の場所や近隣の学校等へ移動する場合があります。

○天候悪化の場合

- ①警報の有無にかかわらず、登校時に大雨や落雷などがあった場合、保護者判断にて登校を見合わせる等の対応をお願いします。その際は、遅刻扱いにはなりません。
- ②下校時に大雨や落雷等が予想される場合、急な天候悪化があった場合には、下校時刻を早めたり児童留め置きしたりした後、各教室での保護者による引き取り下校といたします。ご協力をお願いいたします。

保護者による引き取りの方法

災害発生時には、メール配信が速やかに、または確実に行われない場合が想定されます。また、メール配信登録ができない方は、連絡ができないことになります。

災害発生時には、日頃から、メール配信の有無にかかわらず保護者の方が対応できる体制を整えていただけますよう、お願いいたします。

なお、訓練時を含め、全児童や地域住民の方々の安全確保のため、特別な事情がある方以外の自家用車、タクシー等による引き取りはご遠慮ください。

【風雨等のため児童を教室で引き取る場合】

引き取り手順

- ①きょうだいがいるご家庭については、上学年から引き取る。
 - ②昇降口から入り、上階へ進む場合は保健室階段、下る場合は給食室階段を利用して、児童待機教室へ向かう。
 - ③後方のドアから教室に入り、お子さんとともに学級担任（または担当者）のチェックを受けて児童を引き取り、前方のドアから出る。
- ※引き取りが進み、各教室の児童が少なくなった場合は、児童の心理的負担を軽減するため、一つの教室に集まって引き取りを待ちます。その教室の案内につきましては、掲示物等でお知らせします。

【地震や火災が発生した場合】

引き取り場所

第1次避難（運動場）

児童は、運動場に整列します。



第2次避難（山頂公園）



この階段の上です

※ 地域住民の方々の避難状況や天候の悪化、時間の経過等により、周辺へ移動する場合があります。

引き取り手順

- ①きょうだいがいるご家庭については、上学年から引き取る。
- ②学級ごとに児童は1列に並び、保護者は学級担任（または担当者）の引き取りチェックを受ける。
- ③引き取る方（保護者または事前に依頼された方）は、フルネームでサインをして児童を引き取る。

特別警報発令時の対応について

平成25年8月30日より、気象庁が「特別警報」の運用を開始しました。「特別警報」は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表されるもので、市域に甚大な被害の発生が想定される場合に発令されます。発令時は「ただちに命を守る行動をとる」こととされ、他の警報に対して最優先されます。

そのため、本校における登下校の対応につきましても、「特別警報」が発令された場合は、気象警報等の種類を問わず、「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発令された場合と同様の措置とします。

【参考：気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp>】